

「いじめ防止対策推進法(いじめ新法)」について：全 35 条から成る法律

第 2 条(定義)

- 1 「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法 第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童または生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

第 23 条 1 項(いじめに対する通報等措置)

- 1 「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」

第 23 条 2 項(通報を受けた学校の確認措置義務)

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。(設置者は、大阪市教育局)

第 23 条 3 項(確認後の支援・指導義務)

- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

第 23 条 4 項(必要な場合の加害児童への教室外指導措置)

- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育が受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

第 23 条 5 項(学校の双方保護者との情報共有等措置義務)

5 学校は、当該学校の教職員が第 3 項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起こることのないように、いじめの事案に係わる情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第 23 条 6 項(学警連携)

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

第 26 条(出席停止制度の適切な運用等)

市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育が受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

第 28 条 1 項(重大事態での学校と教委の調査組織での事実関係調査義務)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合にはその事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに当該学校の設置者又はその設置する学校の下組織を設け、質問票を使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第 28 条 2 項(学校が重大事態の発生を認知した際の被害児童親への情報提供)

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及び保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

平成 25 年 6 月、議員立法により、いじめ防止対策推進法(いじめ新法)が成立しました。平成 27 年 2 月 7 日(土)に大阪市弁護士会主催で『いじめ新法で何が変わるか～増える「いじめ」相談に弁護士としてどう対応する?～』と題してシンポジウムが開催されました。

今後は、専門的な知識や経験を有する第三者による調査委員会が組織され調査が行われるケースも増えると考えられます。いじめ新法を受けて、今までとはどう変わったか、第三者委員会による調査はどのように進んでいくのか、といった点も(教職員として)知っておく必要があります。(ここでは、ポイントとなる条文を取り上げました。)